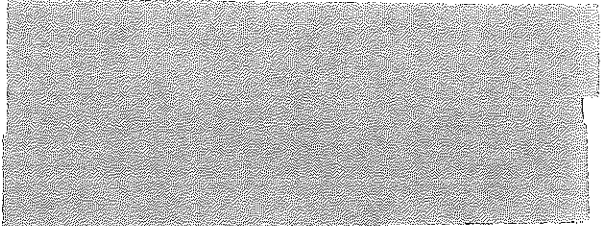


意見書・再意見書

平成29年10月30日

吹田市長宛

住所  
氏名  
電話番号



(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

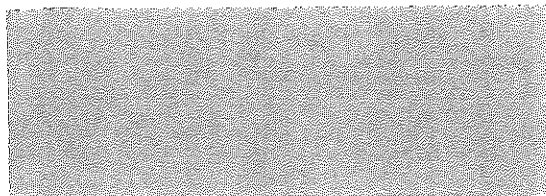
開発事業の名称	(仮称)大阪学院大学高等学校新校舎・新体育館新築工事		
事業区域の位置	吹田市岸部南二丁目1-3等		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他( )		
意見の内容	別紙添付		
※受付年月日	29年9月14日	※受付番号	第29-16号
※備考			※受付印 

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。  
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。  
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。  
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪学院大学高等学校新校舎・新体育館新築工事等に対する意見書

平成29年10月28日

吹田市長殿



次の事項について懸念をいたし見解を求めます。

- ① 体育館の図面では地下工事はないようですが、基礎工事に伴う地盤沈下等について心配です。
- ② 高さ20メートルの建造物（体育館）が弊社賃貸ビルの南西側に建ちます。現行の建築基準法（日影規制、斜線制限等）に従った計画と思いますが、日影がどうなっているのか心配です。
- ③ 弊社賃貸ビルの1階に精神科医院および訪問看護ステーションが入居しております。精神科の診察ですが担当医は細心の注意をはらいながら診察を行うことが必要とされ、また、受診者の方々に対しましては静謐な環境が必要とされます。

上記のことから、建設工事に伴う騒音について心配されると聞いております。

さらに、体育館建設後につきましては、体育館図面によれば1208席の観覧席が設置されます。観覧する大勢の人々のあげる歓声等館外に出る騒音や人々の往来に伴う騒音等が受診者および担当医に対してどのような影響を与えるのか心配です。

- ④ 弊社賃貸ビルの2階から4階は単身者の住居となっております。入居者にとっては安息の場であります。日曜日等休日に工事が行われる際の騒音、また、完成後は③で触れました通り館外に出る騒音や人々の往来に伴う騒音等で静かな住環境が破壊されることが心配です。

No. 1 見解書

- ①事業敷地周辺地盤への影響のご指摘だと存じますが、建物建築に当たりましては事業敷地内の地盤調査を実施した上で建築基準に合致する建物の建築を考えております。また必要に応じて適宜地盤補強を実施する予定でございます。ご指摘のように地下工事はございませんが、建築に当たりましては周辺地盤への影響等、関係各課と協議し計画を検討します。現時点で工事業者が決まっておりませんが、ご意見は工事業者にも申し伝えたいと存じます。
- ②日影につきましては、「吹田市環境の保全等に関する条例」に基づきまして中高層協議に伴う説明時に改めてご説明させていただきます。
- ③工事期間中の騒音等に関しましてのご対応につきましては「吹田市環境の保全等に関する条例」に基づきまして中高層協議に伴う説明時に改めてご説明させていただきます。ご理解賜りたく存じます。
- 体育館建設にあたりまして出来る限り防音効果のある建築資材を使用し、騒音に配慮した計画となるよう努めて参りたいと考えております。人々の往来につきましてのご指摘を真摯に受け止めさせて頂き、本学関係者に対しまして事業敷地周辺を往来する際は規律ある行動をするよう指導致します。
- ④日曜日及び祝日は法律上、騒音を伴う工事は不可ですので基本的に当該工事を致しません。工事作業時間等につきましては「吹田市環境の保全等に関する条例」に基づきまして中高層協議に伴う説明時に改めてご説明させていただきます。
- 繰り返しになりますが、体育館建設にあたりまして出来る限り防音効果のある建築資材を使用し、騒音に配慮した計画となるよう努めて参りたいと考えております。人々の往来につきましてのご指摘を真摯に受け止めさせて頂き、本学関係者に対しまして事業敷地周辺を往来する際は規律ある行動をするよう指導致します。